

令和7年度 第12回中央区協議会  
(中地域分科会)  
会議資料①

**【報告事項】**

ア 令和8年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要について

【区振興課】

**【協議事項】**

ア 令和8年度区政運営方針（案）について【区振興課】

イ 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）のパブリック・コメントの実施について【保健総務課】

令和8年3月25日開催

中央区協議会  
(中地域分科会)



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要等について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	令和8年度浜松市予算編成における中央区役所費（中地域分）に関しては、9月開催の区協議会にて諮問を行い、10月開催の区協議会において答申を得た。
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	令和8年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要等について報告するもの。  詳細は別紙のとおり。
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## 令和8年度 中央区役所費（中地域分） 予算案の概要

(単位：千円)

大事業名	事業内容	中事業名	令和8年度 A	令和7年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1 区管理運営事業	区役所の運営及び管内の普通財産の適正な管理に要する経費	(1) 区役所等運営事業	1,215	1,289	△ 74	
		(2) 公有財産維持管理事業	6,543	5,715	828	
		小計	7,758	7,004	754	
2 協働センター等運営事業	管内協働センター及び附帯体育館等の適正な管理に要する経費	—	140,577	129,202	11,375	【臨時】 ・電気自動車 2台導入（北部協働センター、曳馬協働センター）
3 地区コミュニティ協議会事業（補助金）	地区コミュニティ協議会の運営支援に要する経費	—	200	750	△ 550	【新規】 ・地区コミュニティ協議会運営経費 50,000円×4地区
4 区協議会運営事業	区協議会の開催に要する経費	—	243	360	△ 117	・地域分科会委員人数の減（23人→20人） ・推薦会に係る費用の減
5 地域力向上事業	市民協働の理念のもと、市民提案やアイデアを基に実行する事業に対する補助金や、地域の活性化・地域課題解決に要する経費	(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）	10,000	6,000	4,000	
		(2) 区民活動・文化振興事業	498	729	△ 231	※別紙2参照
		(3) 区課題解決事業	7,183	7,183	0	※別紙2参照
		(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業	1,650	1,650	0	
		小計	19,331	15,562	3,769	
6 行政連絡事業	行政連絡に係る委託に要する経費	—	137,419	138,588	△ 1,169	想定世帯数による
7 自治会振興事業	各自治会所有の集会所の施設整備に対する補助金、防犯灯設置や維持管理に対する補助金	(1) 自治会集会所整備費助成事業（補助金）	37,506	51,166	△ 13,660	新築2件：下池川町自治会 ：百里園自治会 耐震1件：三方原町三方原自治会 改修5件：寺島町自治会 ：曳馬町阿弥陀自治会 ：根洗町自治会 ：元浜町自治会 ：高丘自治会
		(2) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	49,640	43,443	6,197	・設置費補助金 ・維持管理費補助金（電気料、補修費）※電気料単価の増
		小計	87,146	94,609	△ 7,463	
合計			392,674	386,075	6,599	
※ みんなで応援地域活性化事業	中央区の地域イベント等に対するクラウドファンディングを活用した支援に要する経費	—	2,280	0	2,280	【新規】 ・地域イベント等への支援金 ・ガバメントクラウドファンディング手数料



## 地域力向上事業の詳細（中地域分）

（単位：千円）

事業			令和8年度 A	令和7年度 B	増減 A-B	内容
地域力向上事業（中地域分）			19,331	15,562	3,769	
（1）市民提案による住みよい地域づくり助成事業			10,000	6,000	4,000	
（2）区民活動・文化振興事業			498	729	△ 231	
ア	【新規】	漢字の起源を学ぶ講座事業	498	0	498	中地域に関する漢字（例：中地域の町字等）の起源(成り立ち)を解説する市民向け講座を開催する。
終了	【継続】	人形劇を活用した子ども育成事業	0	150	△ 150	中地域の11協働センターのうち毎年3協働センターを会場とし、浜松市人形劇協会へ業務委託により、乳幼児と保護者15組を対象に、人形劇の実演及び人形製作体験を実施。 【終了の理由】直近13年で成果実績を十分満たせており、今後は地域拠点である協働センターにおいて、豊かな文化を育む事業、地域資源を活用した取り組みなどにより対応していく。
終了	【継続】	まちなか文化コミュニティ・フェスティバル	0	579	△ 579	クリエート浜松、浜松市美術館、鴨江アートセンター、木下恵介記念館、浜松国際交流協会との連携 ①参加施設で共通の情報発信②スタンプラリー 【終了の理由】クリエーターの各々が連携をとり、自主的な創造的な活動を行っていきたい意向があるのを尊重し、「事業の発展的解消」と捉え、市の助成事業や民間の助成事業の紹介などの支援により対応する。
（3）区課題解決事業			7,183	7,183	0	
ア	【継続】	三方原地区安全・安心まちづくり青色回転灯装着車両による防犯パトロール事業	200	200	0	静岡県警察本部長から証明を受けた「青色防犯パトロール団体」に所属する「青色防犯パトロール実施者」が、警察署に登録した車両により実施。
イ	【継続】	【継続】交通安全意識向上啓発事業	1,983	1,983	0	・「疑似体験でわかる交通安全教室（中・高校生対象）」の開催 ・高齢者向けの交通安全講習会（サボカー体験）の開催 ・「中央区交通安全の手引き」発行 ・「自転車の交通安全チラシ」発行
ウ	【継続】	【継続】地域の課題解決事業	5,000	5,000	0	・中央区魅力発信事業
（4）協働センター等を核とした地域課題解決事業			1,650	1,650	0	



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度区政運営方針（案）について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>令和6年度中央区代表会及び各地域分科会において、令和7年度から16年度までの中長期的な目標である将来像を定めた。また、令和8年度の区政運営における3つの基本方針について、各地域分科会で協議し、令和8年2月中央区代表会で報告した。</p>
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	<p>令和8年度中央区区政運営方針（案）について意見を伺うもの。</p> <p>詳細は別紙「令和8年度中央区区政運営方針」参照。</p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<p>○今後の主な予定</p> <p>令和8年5月      令和8年度区政運営方針を代表会で報告、 公表</p>
担当課	中央区区振興課



# 令和8年度 中央区 区政運営方針

～中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪～



浜松市中央区役所



# 目次

➤ 中央区長あいさつ	1
➤ 令和8年度 中央区区政運営方針 体系図	2
➤ 市民協働によるまちづくりの推進	4
➤ 令和8年度 基本方針・主な事業	5
①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり	5
②安全・安心に暮らせるまちづくり	11
③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり	15
➤ 数字で見る中央区	19
・中央区のすがた	20
・区の経営に要する資源	26

「中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪」  
を目指して

中央区長あいさつ

中央区長 写真

中央区長

# 令和8年度 中央区

## 将来像

(期間：令和7～16年度(10年間))

キャッチ フレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	<p>令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。</p> <p>これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。</p> <p>中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。</p>

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

# 区政運営方針 体系図

## 基本方針

(期間：単年度(原則、毎年度策定))

## 主な事業

(期間：単年度)

### ①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

P 5

~

P 1 0

### ②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。  
また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

P 1 1

~

P 1 4

### ③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。  
また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

P 1 5

~

P 1 7

協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の

## 市民協働によるまちづくりの推進

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会(地域分科会)の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

### ◆区協議会の運営 【区振興課、各行政センター】

浜松市では、政令指定都市移行に伴い、当時の7行政区すべてに区協議会を設置しました。区協議会は、地域における諸団体の代表者などにより構成し、市が提案する議題についての議論や、地域課題についてその解決策の検討をします。

令和6年1月の区再編後の区協議会は、区ごとに設置する「代表会」と再編前の区協議会が移行する「地域分科会」の2層構造です。中央区では、中央区代表会と中・東・西・南地域分科会を設置し、引き続き各地域の声を集約できるよう運営します。



▲区協議会

### ◆地域コミュニティ活動の推進 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

「地域住民の皆様の最も身近な相談窓口」として、区役所や行政センター、支所、協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、地域の声やニーズをうかがいながら地域活動を支援します。また、自治会や地区コミュニティ協議会、NPOなどの地域活動団体を交え、市民協働で住民主体の住みやすい地域づくりを進めます。

### ◆地区コミュニティ協議会活動の支援

#### 【区振興課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

地域課題や地域振興について多様な主体が話し合う組織である地区コミュニティ協議会が、より迅速かつ柔軟に活動できるよう支援し、地域課題の解決を図ります。

また、区再編を契機に導入した地区コミュニティ協議会制度について、一層の周知に努めるとともに、設立を希望する地域には必要な支援を行います。

## ① 地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり



### ◆地域力向上事業の実施 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

住みやすい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や地域課題を解決する事業を実施します。「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「区民活動・文化振興事業」、「区課題解決事業」及び「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の4つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動への支援や、地域団体などと協働した事業に取り組みます。



▲協働センター等を核とした地域課題解決事業  
「地元のお仕事 探検し隊」(新津協働センター)

### ◆(新規) みんなで応援地域活性化事業

#### 【区振興課、まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

幅広いエリアから人が集まる地域イベントについて、ガバメントクラウドファンディングを活用した支援を行い、地域の活性化を図ります。

### ◆生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり

#### 【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

だれもが「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいづくりに親しむとともに、学習の成果を発揮できる機会をつくることにより、地域学習リーダーや地域ボランティアとして担える人材の育成に努めます。

また、小学生や中高生を対象とした地域の核となりうる人材育成や、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティ活動の拠点として、協働センターなどの利用を促進します。

協働センターでは、地域の皆様が、日ごろの学習や活動の成果を発表する場として協働センターまつりなどのイベントを開催し、地域コミュニティの醸成を図ります。

その他にも、所管する様々な公共施設において、指定管理者の創意工夫による自主事業やイベントの開催を奨励し、多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる生活の充実などを実感できる文化・スポーツ施設の運営に努めます。

### ◆公共建築物長寿命化推進事業 【財務部公共建築課】

市が保有する建築物の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、市民に安全で快適な建築物を提供します。

(令和8年度大規模改修対象施設(中央区内):和地協働センター、南陽協働センター、南陽図書館)

◆**中央区魅力発信事業** 【まちづくり推進課】

中央区の歴史文化や地域資源を活用し、各地域(中・東・西・南)の多彩な特色を新発見・再発見することができる事業を実施し、中央区の魅力を発信します。



▲令和6年度



▲令和7年度

◆**<中地域> (新規) 漢字の起源を学ぶ講座事業** 【区振興課】

中地域に関する漢字の起源を解説する講座を開催することで、文字の持つ魅力や奥深さ、面白さを再発見し、中地域への更なる愛着と興味を抱く機会を提供します。

◆**<東地域> 中野町煙火大会開催事業** 【東行政センター】

地域で長年親しまれ、大切にされてきた貴重な文化資源である中野町煙火大会(浜松地域遺産)の開催を支援します。

開催予定日: 令和8年8月14日(金)



▲中野町煙火大会

◆**<東地域> 俳句の里づくり事業** 【東行政センター】

東地域ゆかりの俳人・松島十湖にちなんだ第19回十湖賞俳句大会の実施や、小学生から高校生を対象とした俳句講座など俳句の面白さに触れる各種事業を開催することで、より多くの市民が俳句に親しむ機会を提供します。

俳句大会募集予定期間: 令和8年7月1日(水)~9月30日(水)

同表彰式開催予定日 : 令和9年2月11日(木)

俳句講座実施予定時期: 令和8年6月中旬~9月上旬



▲十湖賞俳句大会



◆<東地域>東地域・家康公ゆかりの里推進事業 【東行政センター】

NHK 大河ドラマ「豊臣兄弟」の放映で注目が高まる家康公と自らの住む地域との関わりを紹介する魅力的な講演会を開催し、地域への愛着や家康公への関心度の向上に寄与します。

開催予定日:令和8年9月12日(土)



▲歴史講演会

◆<西地域>舞阪えんばい朝市開催 【舞阪支所】



▲舞阪えんばい朝市 会場

弁天島海浜公園において、浜名湖や遠州灘の海の幸、西地域の地場産品などを販売する朝市を開催します。令和8年度は、4月と6月に計3回の開催を予定しています。

「えんばい」とは、舞阪地区の漁師が漁獲物をみんなで分け合うという風習を表した言葉であり、人々のつながりを象徴する言葉です。

開催予定日:令和8年4月18日(土)、19日(日)、  
6月21日(日)

◆<西地域>はまなこ夏フェスタ開催 【西行政センター】

浜松市弁天島海浜公園の弁天島花火大会に併せ、「はまなこ夏フェスタ」を開催します。舞阪地区の名産品巡りや海洋生物の自然教室といった浜名湖の観光資源を活用したイベントに加え、ステージでの音楽演奏など「音楽の都・浜松」にふさわしい観光地の活性化とにぎわいを創出します。

開催予定日:令和8年7月4日(土)



▲はまなこ夏フェスタ

◆<西地域>浜名湖うなぎまつり開催 【西行政センター】



▲浜名湖うなぎまつり

浜名湖ガーデンパークにおいて、浜松市を代表する地域資源である「浜名湖うなぎ」の魅力や資源の保護を周知するため、浜名湖うなぎまつりを開催します。浜名湖の水産加工品や地場産品の販売、観光資源の広報活動を行い、地域の魅力を広く発信します。

開催予定日:令和8年11月1日(日)予定

◆<西地域>おいしい舞阪まるごと体験フェア 【舞阪支所】

舞阪地区及び周辺地区の冬の味覚や豊富な農産物など地場産品の販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを開催し、食の魅力の広報と地産地消を推進します。

開催予定日:令和9年2月ごろ



▲大抽選会



▲かきむき大会

◆<西地域>文化財の保存と活用 【西行政センター、市民部文化財課】

「重要文化財中村家住宅」や「浜松市舞坂宿脇本陣」などの歴史的施設を活用したイベントの企画に協力し、施設の利用促進と来場者の増に取り組めます。また、良好な状態で公開活用するため、「中村家住宅」「舞坂宿脇本陣」の劣化箇所の適正な修繕を行います。



▲重要文化財中村家住宅を活用したコンサート



▲舞坂宿脇本陣における岐佐神社祭礼御神輿お宿

◆<西地域>伝統芸能の保存と継承 【西行政センター】

雄踏歌舞伎「万人講」の定期公演を1月に開催するとともに、「子供歌舞伎教室」を開催することにより、伝統芸能の保存・継承と広報に努めます。



▲子供歌舞伎教室



▲寿吉例曾我対面 対面の場

◆<南地域>ビーチコート利用促進、整備・運営事業

【南行政センター、市民部スポーツ振興課】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチテニス体験会」、「ビーチサッカー体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

また、国際大会が開催可能な国内最大級のビーチコートの整備に着手し、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」を目指します。

開催予定日:ビーチテニス体験会

→令和8年9月26日(土)

ビーチサッカー体験会

→令和8年11月8日(日)



▲ビーチテニス体験会

◆<南地域>中田島オータムフェスタ開催 【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日:令和8年10月～11月の土曜日(1日)

◆<南地域>アカウミガメ(天然記念物)の保護と理解促進

【南行政センター、市民部文化財課】

文化財(市指定天然記念物)に指定されているアカウミガメの保護と理解促進を目的として、産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。保護活動に当たっては、老朽化した保護柵を移転新設し、継続的な保護体制を確保します。

また、夏季に親と子のウミガメ教室を開催します。



▲アカウミガメの産卵

◆(新規)観光地域周遊促進事業 【産業部観光・シティプロモーション課】

館山寺温泉エリア等の観光地域において、地域内での移動手段となる三次交通の不便を解消することで、観光周遊による滞在時間の延長や消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ります。

**◆まちなか賑わい創出事業 【産業部産業振興課】**

(新規)まちなか賑わい創出支援事業

中心市街地の回遊性向上に貢献するイベントの開催を支援し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出を図ります。

(新規)位置情報を活用した来街促進事業

位置情報データを用いたゲームアプリ等を活用し、市内で開催されるイベント来訪者等の来街を促進させる事業を実施することで、中心市街地のにぎわい創出を図ります。

**◆浜名湖アサリ総合対策事業 【産業部農業水産課】**

浜名湖地区水産振興協議会が行う浜名湖のアサリ資源の回復を図る事業を支援し、水産業の持続化・活性化につなげます。

## ② 安全・安心に暮らせるまちづくり



### ◆交通安全の推進 【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

本市は政令指定都市の中で人口10万人あたりの人身交通事故件数が、16年連続ワースト1となっており、交通安全啓発事業を拡充し、ワースト1からの脱却を目指します。

各地域において、小中高生には交通安全教室の開催により交通ルールを学ぶ機会を提供し、自転車マナーの向上やヘルメット着用率の向上を目指します。また、高齢者には体験型交通安全講習会を開催し、高齢者事故の特徴解説やサポートカー乗車体験等とおして、高齢者の交通安全意識の向上を目指します。

その他にも、路上での街頭広報や商業施設での啓発イベント等、警察や交通安全協会などと連携し、「交通安全に対する意識の向上」と「交通ルールを守る意識の向上」を目指す交通安全啓発を行い、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。



▲体験型交通教室の開催



▲サポートカー体験会



▲中央区東地域交通安全フェア

### ◆交通事故ワースト1脱出事業、通報サービスの機能追加 【土木部道路企画課】

事故データに基づく交通事故削減効果の高い対策、通学路等の生活道路の安全対策や交通事故の危険性が高い交差点における事故削減対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱却を図ります。

また、「通報サービスいっちゃお！」の機能を追加し、交通環境でヒヤリハットした事例を情報収集、潜在的な危険箇所をマップで可視化することにより、未然の事故防止につなげます。

### ◆浜松環状線立体交差化事業 【土木部道路企画課】

遠州西ヶ崎駅に隣接する、浜松環状線と遠州鉄道鉄道線との踏切部を立体交差化し、また本路線を4車線化することにより、交通の円滑化及び物流機能強化を図ります。

◆**防災意識の啓発** 【区振興課、各行政センター】

自治会や学校、各団体等に対し、「自助」、「共助」をテーマにした出前講座を行い、各地域における災害特性を伝えつつ、日ごろからの備えの重要性を啓発します。

令和8年度は、中・西・南地域の自主防災隊を対象として、「わたしの減災プロジェクト」を実施します。「一人ひとりがいつでもどこに避難するのか」を事前に整理する「わたしの避難計画」の作成を促進し、地域の防災力向上を図ります（東地域は令和6年度実施済）。



▲防災訓練の支援

また、自主防災隊が主体的に行う防災訓練について、資機材の提供や設営・使用方法のレクチャーなどにより支援を行います。

◆**自主防災隊への助成** 【区振興課、各行政センター】

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

◆**（新規）ファーストミッションボックス用防災資機材の配備**

【危機管理監危機管理課】

発災直後の避難所で、初めに（ファースト）やるべきこと（ミッション）が書かれた指示書と必要な資機材が収納（ボックス）されたファーストミッションボックスを指定避難所に配備し、迅速かつ適切な避難所運営の初動対応ができる体制を整えます。

◆**（新規）津波避難タワー・マウンド日除け対策事業** 【危機管理監危機管理課】

令和7年7月の津波警報発表時に判明した課題を踏まえ、津波避難タワー及び津波避難マウンドに日除け対策の工作物を設置し、避難者の熱中症リスクの軽減を図ります。

◆**トイレカー、組立式仮設トイレの整備** 【危機管理監危機管理課】

車両にトイレ設備が組み込まれた移動可能なトイレカーを確保するとともに、指定避難所に組立式仮設トイレを配備することで、災害時におけるトイレ環境を整えます。

◆**地震対策推進事業** 【都市整備部建築行政課】

住宅や建築物等の耐震診断や補強工事に係る費用を一部助成し促進することにより、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や転倒の危険性のあるブロック塀等の対策を図ります。

◆芳川公園地下貯留施設整備事業 【土木部河川課】

近年の大雨の激甚化・頻発化に伴う浸水被害に対し、芳川公園の地下貯留施設を整備することで東芳川流域の浸水被害早期軽減を図ります。

◆自治会への助成

【区振興課、各行政センター、市民部市民生活課、市民部市民協働・地域政策課】

だれもが安全に利用することができる集会所を新築または改修、省エネ設備を導入する自治会を支援します。

また、夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置または維持管理する自治会に対し、その費用を助成します。さらに、設置を検討する自治会に対し防犯カメラを貸与し、犯罪抑止効果の有用性を確認する機会を提供します。

◆(新規) 自治会専用サイト構築事業 【市民部市民協働・地域政策課】

市ホームページ内に自治会専用サイトを作成し、自治会活動の意義の発信や行政情報の一元化により自治会運営を支援することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

◆行政サービスに重要な区民情報の円滑で確実な管理

【区民生活課、各行政センター】

福祉・文化・健康など、行政サービスの提供には正確な住民情報が必要です。マイナンバーカードや住民登録・印鑑登録・戸籍などの各種届出を適切に事務処理することで、確実に住民情報を管理します。

また、証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請の手間を省く取り組みなどで、窓口の円滑化を推進します。

◆<西地域> 舞阪地区表浜防風林再生事業 【舞阪支所】

松枯れが進んでいる防風林を再生するため、クロマツを植樹します。舞阪地区子ども育成会や自然保護・まちづくり活動をしている団体などの協力を得て植樹を行い、景観の維持と防災機能(防風・防砂)を復活します。



▲植樹方法の説明



▲舞阪地区子ども育成会などによる植樹

**◆（新規）三方原防風林跡地整備事業 【産業部林業振興課】**

初生小学校東側の三方原防風林跡地を整地し、災害時の対応や地域活動に利用可能な広場として有効活用を図ります。

**◆特定外来生物ヌートリア対策事業 【環境部環境政策課】**

特定外来生物であるヌートリアの分布拡大の防止及び生息域の縮小に向けた計画の策定と計画に基づく効果的な捕獲を実施することにより、生態系や農業への被害防止を図ります。

**◆活性炭を用いた河川水の浄化対策 【環境部環境保全課】**

令和 7 年度に実施した伊佐地川に繋がる北部承水路支流における実証実験の結果を踏まえ、より効果的に有機フッ素化合物を除去する浄化対策を講じ、市民の安全・安心を確保します。

**◆（新規）地域公共交通網形成計画改定事業 【都市整備部交通政策課】**

市内公共交通の再構築に向けた計画を策定し、地域公共交通網形成計画へ位置付け、持続可能な公共交通を推進します。

**◆南消防署・浜松第 41 分団・可美市民サービスセンター複合施設建設事業**

**【消防局消防総務課、市民部市民生活課】**

老朽化する可美市民サービスセンターの施設整備に合わせ、敷地内の南支団浜松第 41 分団庁舎と近隣施設で老朽化する南消防署を複合した施設を整備します。施設整備が完了するまでの間、令和 8 年 4 月 1 日から仮事務所を開設し、「市民サービスセンター業務」を行います。

**◆（新規）コンビニエンスストアへの AED 設置事業 【健康福祉部健康医療課】**

心肺機能停止事例が昼夜問わず発生している中心市街地を対象として、コンビニエンスストアに AED を設置し、緊急時に備えた医療提供体制を整備します。

## ③ 共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり



### ◆ユニバーサルデザインの啓発 【区振興課、各行政センター】



▲小学校での出前講座

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・能力の違いなどにかかわらず、すべての人が安全・安心で快適に過ごすことができる人づくりや環境づくりを行っていかうとする考え方です。

だれもが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座やパンフレットの配架などを通じて啓発します。

### ◆障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 【中央福祉事業所・社会福祉課】

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができる共生社会のため、各地域に設置した「浜松市障がい者自立支援協議会 エリア連絡会」において、障害福祉事業所や当事者団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と情報共有や意見交換を行い、これら多機関が連携することで、身近な地域での支援体制の充実を図ります。



▲「エリア連絡会」での活動の様子

### ◆安定した生活の実現と自立に向けた支援 【中央福祉事業所・生活福祉第二課】



▲浜松市ジョブサポートセンター

求職活動を行う生活に困窮する方々に対し、市ジョブサポートセンターと連携し、生活に関する相談、就労に向けての援助を行うことで、安定した生活の実現と自立に向けた支援を行います。

**◆生活支援体制づくりの推進 【中央福祉事業所・長寿支援課】**

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、身体機能、認知機能の低下から介護や日常的な支援が必要な人が増え続けています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、自治会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター(高齢者相談センター)など地域の関係機関が協議体を構成し、協議体会議では、サロン活動や家事支援、買物支援、移動支援等の情報を共有するとともに、日常的な生活支援・介護予防活動などに取り組む体制づくりを推進します。



▲生活支援体制づくり協議体活動

具体的には、地域の課題として、認知症になっても住みやすいまちづくりを挙げた地域では、認知症に対する正しい知識の習得と相談窓口の周知、ひとり歩き高齢者等の見守り体制の構築のための取組等を行っています。

引き続き、住民の主体的な支え合いによる介護予防活動や生活支援サービスを推進します。

**◆<東地域>高齢者とその家族の交流及び暮らしのサポート事業**

**【中央福祉事業所・長寿支援課(東)】**



▲おじいちゃん、おばあちゃんの作品展

核家族化が進展するなか、敬老の日に対する意識の高揚を図るため、地域の園児が描いたおじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵を展示し、家族間の交流を推進します。

**◆子育てワンストップ窓口での相談支援の充実**

**【中央福祉事業所・児童家庭課、中央健康づくりセンター】**

児童福祉分野(児童家庭課)と母子保健分野(健康づくりセンター)の相談支援を一体的に行う窓口「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を実施しています。

切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供等により、子育て家庭の負担軽減や孤立感の解消を図ります。



▲こども家庭センター

◆健康はままつ21の推進 【中央健康づくりセンター】

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる相談支援体制の推進及び健康増進の普及促進に取り組みます。

胎児期から高齢期まで切れ目なく支援していく「ライフコースアプローチ」や「中央区の地域特性」などを踏まえた地域保健活動を行うことで、生活習慣病の発症・重症化予防の推進に取り組みます。

また、関係団体等とも連携を図り、「健幸都市 浜松」を目指し、健康づくりの輪を広げていきます。



▲親子すこやか相談



## 数字で見る中央区

➤ 中央区のすがた	20
・行政区別の人口・面積等	20
・地域別の人口・面積等	21
・各地域の内訳	22
➤ 区の経営に要する資源	26
・中央区組織と各課業務	26
・職員数	26
・令和8年度当初予算額	27

■ 中央区のすがた

1 行政区別の人口・面積等

区名	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度
中央区	284,048	599,768	268	2,237.9 人/km <sup>2</sup>
	78.9%	77.2%	17.2%	
浜名区	64,453	153,174	346	442.7 人/km <sup>2</sup>
	17.9%	19.7%	22.2%	
天竜区	11,683	24,197	944	25.6 人/km <sup>2</sup>
	3.2%	3.1%	60.6%	
計	360,184	777,139	1,558	498.8 人/km <sup>2</sup>
	100.0%	100.0%	100.0%	

※「世帯数」、「人口」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和8年3月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：国土地理院令和7年全国都道府県市区町村別面積調（令和7年10月1日時点 小数点以下四捨五入）



## 2 地域別の人口・面積等

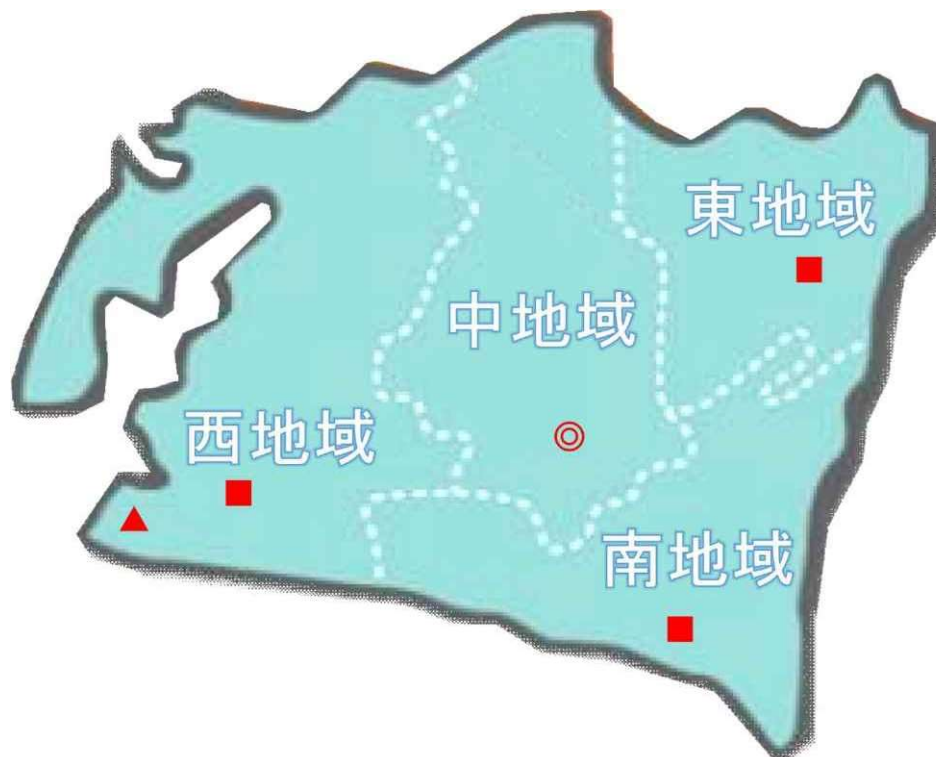
地域名	地区数	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	町数	単位自治会数
中地域	14	133,068	267,700	60.5023	200	156
東地域	6	58,236	127,664	46.2900	61	106
西地域	8	46,093	104,391	114.4000	48	61
南地域	7	46,651	100,013	47.0200	59	79
計	35	284,048	599,768	268.2123	*366	402

\* 中地域江西地区、南地域白脇地区及び新津地区の瓜内町、法枝町は、合計時それぞれ1町として計上。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和8年3月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和7年4月1日現在）



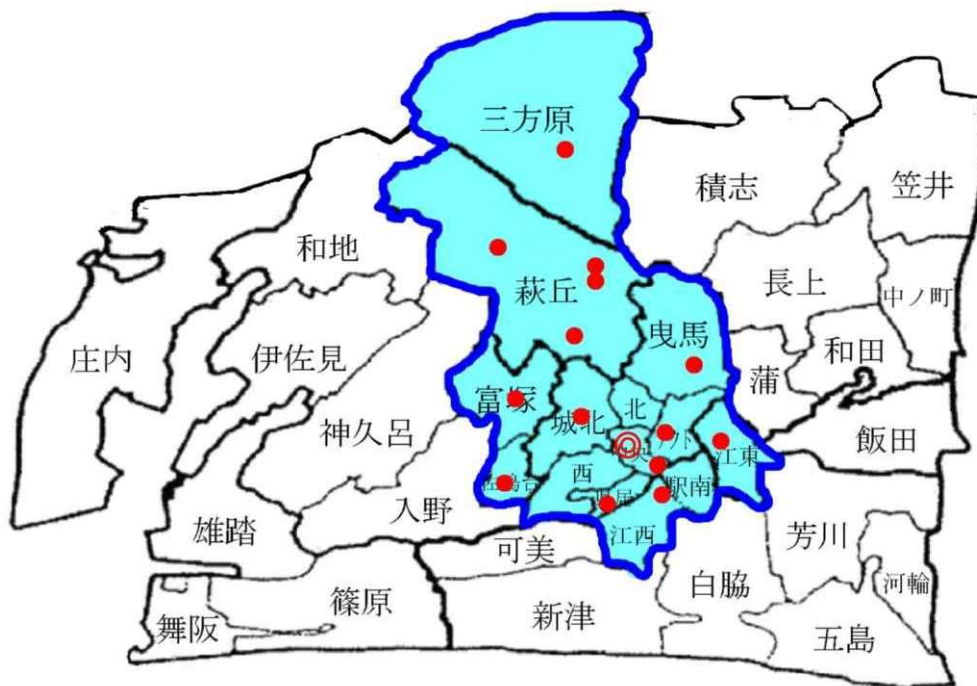
- ◎ 中央区役所
- 東行政センター、西行政センター、南行政センター
- ▲ 舞阪支所

### 3 各地域の内訳

#### (1) 中地域 (14 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	町数	単位自治会数
中央地区	2,800	5,052	0.9450	17	16
アクト地区	5,392	10,230	1.6000	10	10
西地区	7,031	14,122	2.4057	10	10
県居地区	2,787	5,196	0.8230	8	8
城北地区	10,071	20,712	3.4469	*21	16
駅南地区	5,046	8,957	1.2560	4	12
江西地区	7,593	14,083	2.8086	15	10
北地区	3,124	5,514	1.0410	4	4
江東地区	8,287	16,565	2.4902	19	13
萩丘地区	35,430	71,013	16.4659	54	11
曳馬地区	17,847	35,740	5.4833	25	16
富塚地区	7,134	15,380	4.0492	*2	5
佐鳴台地区	4,756	9,367	1.4152	6	7
三方原地区	15,770	35,769	16.2723	7	18
計	133,068	267,700	60.5023	*200	156

\*城北地区の町数には富塚町の一部を含む(ただし、富塚町の世帯数、人口及び面積は富塚地区に含む)。  
 \*富塚地区の町数には和合町の一部を含む(ただし、和合町の世帯数、人口及び面積は萩丘地区に含む)。  
 \*城北地区と富塚地区の富塚町、萩丘地区と富塚地区の和合町は、合計時それぞれ1町として計上。  
 ※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市別・町字別世帯数人口(令和8年3月1日現在 住民基本台帳による)  
 ※「面積」：令和6年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画調査による)  
 ※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和7年4月1日現在)



- ◎ 中央区役所
- 協働センター、市民サービスセンター

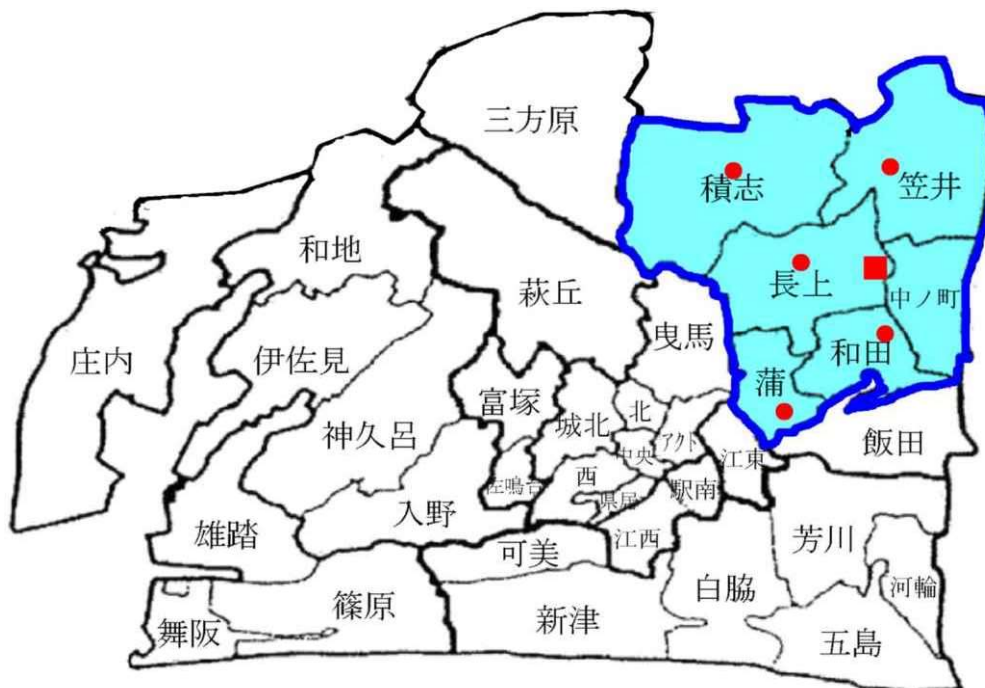
(2) 東地域 (6地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	町数	単位自治会数
蒲地区	9,766	20,096	3.6842	10	11
笠井地区	6,456	15,263	10.4881	8	24
長上地区	12,064	25,871	8.8969	8	12
和田地区	9,583	20,058	4.7314	11	12
中ノ町地区	2,549	5,847	4.9342	5	9
積志地区	17,818	40,529	13.5552	19	38
計	58,236	127,664	46.2900	61	106

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市別・町字別世帯数人口（令和8年3月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和7年4月1日現在）



- 東行政センター
- 協働センター

(3) 西地域 (8地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	町数	単位自治会数
神久呂地区	5,029	11,486	13.2976	4	4
入野地区	10,787	23,559	8.3753	10	12
伊佐見地区	4,129	10,096	10.4230	4	7
和地地区	4,398	10,481	11.0626	10	7
篠原地区	6,401	14,364	10.2507	3	5
庄内地区	4,000	9,022	19.3062	9	9
舞阪地区	5,131	10,735	4.6100	4	8
雄踏地区	6,218	14,648	8.1446	4	9
計	46,093	104,391	*114.4000	48	61

\*合計面積には、浜名湖(28.93km<sup>2</sup>)を含む。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口(令和8年3月1日現在 住民基本台帳による)

※「面積」：令和6年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画調査による)

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和7年4月1日現在)



- 西行政センター
- ▲ 舞阪支所
- 協働センター

(4) 南地域 (7 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	町数	単位自治会数
白脇地区	10,015	21,864	8.3008	7	9
新津地区	6,348	13,850	9.7050	8	10
五島地区	3,226	6,827	6.9811	8	10
河輪地区	2,140	4,928	3.4222	6	7
芳川地区	10,864	23,594	8.0320	18	22
飯田地区	5,802	12,502	6.5285	8	14
可美地区	8,256	16,448	4.0504	4	7
計	46,651	100,013	47.0200	59	79

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和8年3月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和7年4月1日現在）



- 南行政センター
- 協働センター、市民サービスセンター

■ 区の経営に要する資源

1 中央区組織と各課業務

課名等	業務	電話
区振興課	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援など	TEL 457-2210
区民生活課	証明・届出(戸籍・住民票)、パスポート、マイナンバーカードなど	TEL 457-2121
まちづくり推進課	生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 457-2778
東行政センター	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援、証明・届出(戸籍・住民票)、マイナンバーカード、生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 424-0115
西行政センター		TEL 597-1112
南行政センター		TEL 425-1120
舞阪支所	窓口サービス、防災、コミュニティ支援など	TEL 592-2111

2 職員数

令和8年4月1日現在(単位:人)

	正規職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
区長・副区長				
区振興課				
区民生活課				
まちづくり推進課				
東行政センター				
西行政センター				
南行政センター				
舞阪支所				
計				

3 令和8年度当初予算額

(1) 事業費

	金額(千円)
区役所費	
本庁からの配当	
計	

(2) 人件費

	職員数(人)	金額(千円)
正規職員		
再任用職員		
会計年度任用職員		
計		



## 浜松市 中央区役所 区振興課

所在地：〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2  
電話：053-457-2210 / FAX：053-457-2776  
E-mail：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
ホームページURL：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/chuo/

公表：令和8年5月

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）のパブリック・コメントの実施について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景・経緯 ・浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は平成26(2014)年3月に策定した。 ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6(2024)年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7(2025)年3月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。												
対象の区協議会	中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会												
内 容	・改定案について説明するもの。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。 ・本計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すもの。 ・発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう発生段階、対策項目ごとに具体的な対策の選択肢を定めた。 <b>【改定のポイント】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">記載項目</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">対象とする感染症</td> <td>新型コロナウイルス感染症、<b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">発生段階</td> <td>準備期→初動期→対応期（3段階） <b>*準備期の取り組みを充実</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">対策項目</td> <td><b>13項目</b> *<u>下線</u>は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・<u>分析</u>、③サーベイランス、④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u>、⑤<u>水際対策</u>、⑥まん延防止、⑦<u>ワクチン</u>、⑧医療、⑨<u>治療薬・治療法</u>、⑩<u>検査</u>、⑪<u>保健</u>、⑫<u>物資</u>、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保</td> </tr> </tbody> </table>					記載項目	改定後	対象とする感染症	新型コロナウイルス感染症、 <b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b>	発生段階	準備期→初動期→対応期（3段階） <b>*準備期の取り組みを充実</b>	対策項目	<b>13項目</b> * <u>下線</u> は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・ <u>分析</u> 、③サーベイランス、④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、⑤ <u>水際対策</u> 、⑥まん延防止、⑦ <u>ワクチン</u> 、⑧医療、⑨ <u>治療薬・治療法</u> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <u>保健</u> 、⑫ <u>物資</u> 、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保
記載項目	改定後												
対象とする感染症	新型コロナウイルス感染症、 <b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b>												
発生段階	準備期→初動期→対応期（3段階） <b>*準備期の取り組みを充実</b>												
対策項目	<b>13項目</b> * <u>下線</u> は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・ <u>分析</u> 、③サーベイランス、④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、⑤ <u>水際対策</u> 、⑥まん延防止、⑦ <u>ワクチン</u> 、⑧医療、⑨ <u>治療薬・治療法</u> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <u>保健</u> 、⑫ <u>物資</u> 、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・意見募集期間：令和8年3月16日～4月16日 ・市の考え方公表、策定・公表：令和8年6月												
担当課	保健総務課	担当者	木谷 朋子	電話	453-6126								

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



# 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。  
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)」とは

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものです。

なお、本計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定しているため、今回、これらの全面改定を受けて改定を行います。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和8年3月16日(月)～令和8年4月16日(木)

## 3. 案の公表先

保健総務課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所\***、**氏名または団体名\***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	保健総務課(保健所3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号保健総務課あて
③電子メール	<a href="mailto:hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp">hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	050-3535-5945(保健総務課)

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部保健総務課(TEL 053-453-6126)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 意見提出様式（参考）
- 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）＜概要版＞
- 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）
  - 第1部 新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画・・・P 2
  - 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針  
・・・P 6
  - 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
・・・P 27
  - 参考資料  
・・・P 84

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）								
<b>趣旨・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものです。</li> </ul>								
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は平成26(2014)年3月に策定しました。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6(2024)年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）、令和7(2025)年3月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行うものです。</li> </ul>								
<b>立案した際の実施機関の考え方及び論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の3点を基本的な考え方として改定しています。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り</li> <li>② 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減</li> <li>③ 基本的人権の尊重</li> </ol> </li> </ul>								
<b>案のポイント（見直し事項など）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう発生段階、対策項目ごとに具体的な対策の選択肢を定めました。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">記載項目</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">対象とする感染症</td> <td>新型コロナウイルス感染症、<b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">発生段階</td> <td>準備期→初動期→対応期（3段階） <b>* 準備期の取り組みを充実</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">対策項目</td> <td><b>13項目</b> * <u>下線</u>は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・<u>分析</u>、③サーベイランス、④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u>、⑤<b>水際対策</b>、⑥まん延防止、⑦<u>ワクチン</u>、⑧医療、⑨<b>治療薬・治療法</b>、⑩<u>検査</u>、⑪<b>保健</b>、⑫<b>物資</b>、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保</td> </tr> </tbody> </table>	記載項目	改定後	対象とする感染症	新型コロナウイルス感染症、 <b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b>	発生段階	準備期→初動期→対応期（3段階） <b>* 準備期の取り組みを充実</b>	対策項目	<b>13項目</b> * <u>下線</u> は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・ <u>分析</u> 、③サーベイランス、④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、⑤ <b>水際対策</b> 、⑥まん延防止、⑦ <u>ワクチン</u> 、⑧医療、⑨ <b>治療薬・治療法</b> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <b>保健</b> 、⑫ <b>物資</b> 、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保
記載項目	改定後								
対象とする感染症	新型コロナウイルス感染症、 <b>新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b>								
発生段階	準備期→初動期→対応期（3段階） <b>* 準備期の取り組みを充実</b>								
対策項目	<b>13項目</b> * <u>下線</u> は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・ <u>分析</u> 、③サーベイランス、④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、⑤ <b>水際対策</b> 、⑥まん延防止、⑦ <u>ワクチン</u> 、⑧医療、⑨ <b>治療薬・治療法</b> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <b>保健</b> 、⑫ <b>物資</b> 、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保								
<b>関係法令・上位計画など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等</li> <li>・ 上位計画：政府行動計画、県行動計画</li> <li>・ 関連計画：静岡県保健医療計画、浜松市感染症予防計画、浜松市健康危機管理基本指針、浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）、浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）</li> </ul>								
<b>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</b>	<p>令和8年3月16日～4月16日 案の公表・意見募集</p> <p>令和8年6月 市の考え方公表、策定・公表</p>								

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）
意見募集期間	令和8年3月16日（月）～令和8年4月16日（木）
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 保健総務課あて  
住所 : 〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号  
FAX : 050-3535-5945  
E-mail : [hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見を  
お待ちしております  
おるのじゃ！

©浜松市



# 浜松市新型コロナウイルス感染症対策行動計画（改定案） < 概要版 >

## 1 改定の経緯

- 浜松市新型コロナウイルス感染症対策行動計画（市行動計画）は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型コロナウイルス感染症等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして平成26年に策定した。
- 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に新型コロナウイルス感染症等対策政府行動計画（政府行動計画）、令和7年3月に静岡県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（県行動計画）が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。

## 2 基本的な考え方

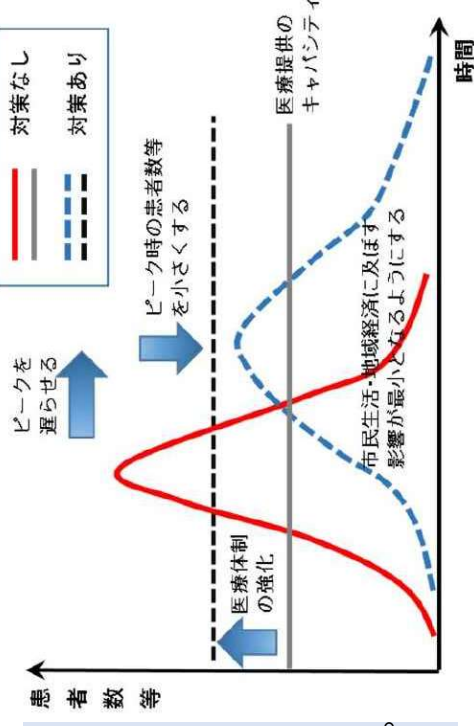
- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

## 4 対策の目的と基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
  - ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
  - ・ ピーク時の患者数を少なくするとともに、医療提供体制を強化し、患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする
  - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
  - ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。

## 3 計画の位置付け

- 特措法に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて作成する。
- 静岡県保健医療計画、浜松市感染症予防計画、浜松市健康危機管理基本指針、浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）、浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）との整合性を図る。



## 5 改定のポイント

\* 表中、太字は追加・変更項目

改定後	
項目	現行
<b>新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症</b> <b>新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ</b> <b>新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ</b>	新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ (感染症法※第6条第7項) 新型コロナウイルス感染症
	新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ (感染症法※第6条第9項)
<b>新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</b>	新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ (感染症法※第6条第8項)
<b>新感染症</b> (感染症法※第6条第8項)	既に知られている感染性の疾病とは、その病状又は治療の結果が明らかに異なるもの(厚生労働大臣が認めて公表するもの)
<b>指定感染症</b> (感染症法※第6条第8項)	既に知られている <b>感染性の疾病(政令で定めるもの)</b> * 1類～3類感染症、 <b>新型コロナウイルス感染症を除く</b>
<b>発生段階</b>	未発生期→海外発生期→国内発生期 →国内感染期→小康期(5段階)
<b>対策項目</b>	①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス・情報収集、 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止、 ⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定 確保
<b>準備期→初動期→対応期(3段階※対応期を4つに区分)</b> * 準備期の取組を充実 * 新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることとも想定し、 <b>対応期を以下の4つに区分。状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</b>	①封じ込めを念頭に <b>対応する時期</b> ② <b>病原体の性状等に応じて対応する時期</b> ③ <b>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</b> ④ <b>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</b>
<b>対策項目</b>	①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b> 、 ⑤ <b>水際対策</b> 、⑥まん延防止、⑦ <b>ワクチン</b> 、⑧ <b>医療</b> 、⑨ <b>治療薬</b> ・ <b>治療法</b> 、⑩ <b>検査</b> 、⑪ <b>保健</b> 、⑫ <b>物資</b> 、 ⑬市民生活及び地域経済の安定の確保

## 6 発生段階に応じた取組イメージ (1)

	準備期	初動期	対応期
	発生前の段階	新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に 対応する時期 病原体の性状等に 応じて対応する時期 ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期 特指法によらない 対策に移行する 時期
①実施体制	▶ 新型コロナウイルス等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ▶ <u>業務継続計画の見直し</u>	▶ 市対策本部の設置 ▶ 全庁的な対応、 <u>予算の確保</u> ▶ <u>国・県等への派遣・応援要請</u> ▶ <u>緊急事態措置に対する総合調整</u>	▶ 市対策本部の廃止 (緊急事態解除宣言後)
②情報収集・分析	▶ 情報収集・分析に係る実施体制・役割分担 ▶ <u>専門人材の育成等</u>	▶ <u>国のリスク評価を踏まえた有事体制移行への判断・準備</u> ▶ <u>国のリスク評価に応じた積極的疫学調査方法等の見直し</u> ▶ <u>政策上の意思決定及び実務上の判断に応じたリスク評価の実施</u>	
③サーベイランス	▶ 平時に行うサーベイランスにおいて感染症発生動向を把握	▶ 疑似症サーベイランス・有事の感染症サーベイランス開始 (患者全数把握) ▶ 流行状況に応じたサーベイランス実施 ▶ 科学的根拠等に基づくわかりやすい説明	▶ 国の判断により 定点把握に移行
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	▶ 市民等から認知度・信頼度を 得られる情報提供・共有の実施 ▶ 県・市間における感染状況等の 情報連携手法の確立	▶ コールセンター設置等による双方向コミュニケーションに <u>基づいたリスクコミュニケーションの実施</u> ▶ リスク評価に基づく各種対策の強化または緩和等に係る情報提供	▶ <u>平時への移行に伴う留意事項等の説明</u>
⑤水際対策	▶ 発生時の対策、連絡手順、協力事項等の共有及び体制の整備	▶ 居宅等待機者等に対する健康監視、患者への入院勧告・措置、積極的疫学調査等必要な措置の実施	
⑥まん延防止	▶ 市民等に対する基本的な 感染対策の普及 ▶ 抗インフルエンザウイルス薬 の予防投与に向けた準備	▶ 患者や濃厚接触者への対応の確認等まん延防止対策の準備 ▶ <u>業務継続計画に基づく対応準備</u>	▶ 患者や濃厚接触者への対応によるまん延防止対策、病院や高齢者施設等への感染対策強化

## 6 発生段階に応じた取組イメージ (2)

	準備期	初動期	対応期
	発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に 対応する時期
		ワクチンや治療薬等により対応が高まる時期	病原体の性状等に 対応する時期
			ワクチンや治療薬等により対応が高まる時期
			特措法によらない 対策に移行する 時期
<b>⑦ ワクチン</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 接種に必要な資材の確保方法や接種会場候補等の確認</li> <li>▶ 接種体制の構築（大規模接種会場の設置等の検討、接種に携わる医療従事者や全庁的な人員の確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定接種・住民接種の開始及び市民へのワクチン接種に係る情報提供と相談体制等の検討</li> </ul>	
<b>⑧ 医療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関係機関と連携した訓練や全庁的な研修・訓練等の実施</li> <li>▶ 県連携協議会の活用等による医療提供体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県と連携した入院調整、協定締結医療機関等への患者移送及び自宅療養者等の症状把握</li> <li>▶ 相談センターの整備及び市民への周知</li> </ul>	
<b>⑨ 治療薬・治療法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 治療薬の適正使用等に関する要請・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国から提供された情報を医療機関等へ迅速に提供</li> </ul>	
<b>⑩ 検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>検査機器の維持管理、検査用試薬等の備蓄</u></li> <li>▶ <u>検査体制の維持及び人材の育成等</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 検査体制の整備</li> <li>▶ リスク評価に基づく検査実施方針の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</li> </ul>
<b>⑪ 保健</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>感染症対策に係る人材の育成等</u></li> <li>▶ <u>受援体制の整備</u></li> <li>▶ <u>DXの推進（ICTの活用）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症有事体制の確立、<u>全庁からの職員応援</u></li> <li>▶ 積極的疫学調査・入院措置等の実施</li> <li>▶ <u>外部委託等による業務効率化</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症有事体制等の段階的な縮小</li> </ul>
<b>⑫ 物資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症対策物資の備蓄及び状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>感染症対策物資の備蓄状況の確認継続及び必要な物資の確保</u></li> </ul>	
<b>⑬ 市民生活・地域経済</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活支援等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備</li> <li>▶ 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請</li> <li>▶ 事業者に対する社会経済活動安定確保のための支援</li> </ul>	